

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和5年2月20日

2. 回答を行った年月日  
令和5年3月15日

3. 新事業活動に係る事業の概要

事業者が、アミューズメントトランプゲーム（ポーカー・バカラ・ブラックジャック）を一般個人宅において楽しみたい顧客（以下「プレイヤー」とする。）とディーラーをマッチングさせるサイトの運営をするもの。

本件事業の概要は、以下のとおりである。

- ① サイトに会員登録を行う（ディーラー及びプレイヤー）。
- ② サイトを利用して、ディーラーとプレイヤーがマッチングを行う。
- ③ マッチングが成立した場合、プレイヤーはサイトにエスクロー費用を支払う。
- ④ サイトから、エスクロー費用入金が確認できたことを、ディーラーに通知を行う。
- ⑤ ディーラーが、プレイヤーが指定した一般個人宅にて、アミューズメントトランプゲームのディーラーサービスを提供する。なお、ディーラーサービスとは、トランプゲームのディーラーとしての役務の提供、すなわち、ルールの説明、トランプを配る、勝者に配当を計算してチップを配る等の行為をいい、飲食の提供等、トランプゲームと関係のない行為は含まない。また、主催者（一般個人宅の所有者等）はほかのプレイヤーから遊技料は頂戴しないこととする。
- ⑥ 無事にサービス提供が確認できた後に、当サイトからディーラーへ、エスクロー費用からシステム利用料を差し引いた金額を入金する。

4. 確認の求めの内容

本事業におけるプレイヤーがディーラーを一般個人宅に招いてアミューズメントトランプゲームを楽しむこと、ディーラーが同ゲームのディーラーサービスを提供すること、及び事業者がディーラーマッチングサービスを提供することが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する営業に該当しないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件マッチングサイトについては、照会書のとおり運営されることを前提とすれば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する営業に該当しないと解して差し支えない。ただし、照会書において触れられてい

ない事由によって、役務の提供場所が店舗その他これに類する区画された施設に該当し、かつ役務の提供形態に営業性が生じる場合（一部のプレイヤーたる主催者が他のプレイヤーから遊技料を徴収するなどして利益を得る場合等）はこの限りでない。